

【単体経営資料】
I 決算の状況
1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,869	1,920	貯金	871,087	873,239
預け金	493,040	520,067	当座貯金	23,058	22,028
系統預け金	493,037	520,067	普通貯金	8,432	9,026
系統外預け金	2	-	貯蓄貯金	17	19
金銭の信託	30,990	30,664	通知貯金	400	1,000
有価証券	260,218	232,342	別段貯金	157	150
国債	92,815	69,746	定期貯金	838,967	840,962
地方債	609	1,297	定期積金	54	52
社債	21,087	33,560	借入金	2,700	1,300
外国証券	1,747	1,630	代理業務勘定	43	0
株式	8,462	5,962	その他負債	2,749	7,185
受益証券	132,600	117,628	未払法人税等	93	4
投資証券	2,896	2,517	貯金利子諸税その他	4	2
貸出金	105,341	102,621	従業員預り金	227	237
手形貸付	189	185	金融派生商品	1	6
証書貸付	87,495	86,009	金融商品等受入担保金	-	75
当座貸越	721	490	未払金	0	-
金融機関貸付	16,935	15,935	仮受金	117	113
その他資産	1,844	1,481	その他の負債	0	0
差入保証金	5	5	未払費用	446	417
金融派生商品	75	57	前受収益	1	1
仮払金	168	121	未決済為替借	1,856	6,327
その他の資産	95	85	諸引当金	3,207	3,387
未収金	329	577	相互援助積立金	3,149	3,309
未収収益	1,131	586	賞与引当金	30	30
前払費用	4	5	退職給付引当金	0	14
未決済為替貸	34	42	役員退職慰労引当金	26	33
有形固定資産	1,747	1,711	債務保証	1,065	1,140
建物	538	514	負債の部合計	880,853	886,253
土地	1,131	1,131	(純資産の部)		
建設仮勘定	15	10	出資金	24,879	24,879
その他の有形固定資産	61	54	(うち後配出資金)	(13,009)	(13,009)
無形固定資産	48	40	再評価積立金	4	4
ソフトウェア	47	40	利益剰余金	38,038	37,961
その他の無形固定資産	0	0	利益準備金	12,745	13,035
外部出資	44,659	44,659	その他利益剰余金	25,293	24,926
系統出資	44,221	44,221	JAバンク高知再建支援積立金	5,115	5,115
系統外出資	399	399	農業・地域支援積立金	1,000	1,000
子会社等出資	38	38	JAバンク高知事業再編等支援積立金	670	-
繰延税金資産	409	99	有価証券価格変動積立金	-	700
債務保証見返	1,065	1,140	特別積立金	16,305	16,305
貸倒引当金	△ 148	△ 130	当期未処分剰余金	2,202	1,806
			(うち当期剰余金)	(1,440)	(790)
			会員資本合計	62,923	62,846
			その他有価証券評価差額金	△ 691	△ 12,481
			評価・換算差額等合計	△ 691	△ 12,481
			純資産の部合計	62,231	50,364
資産の部合計	943,085	936,618	負債及び純資産の部合計	943,085	936,618

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
経常収益		7,919		7,883
資金運用収益		4,737		3,920
貸出金利息	583		576	
預け金利息	13		10	
有価証券利息配当金	1,185		766	
その他受入利息	2,955		2,567	
(うち受取奨励金)	(2,551)		(2,302)	
(うち受取特別配当金)	(404)		(265)	
役務取引等収益		325		325
受入為替手数料	24		23	
その他の受入手数料	301		301	
その他事業収益		1,460		1,791
受取助成金	-		10	
国債等債券売却益	853		1,172	
その他の事業収益	607		607	
その他経常収益		1,395		1,846
貸倒引当金戻入益	28		17	
株式等売却益	655		1,562	
金銭の信託運用益	638		135	
その他の経常収益	73		130	
経常費用		6,188		7,238
資金調達費用		4,074		3,768
貯金利息	33		32	
その他支払利息	4,041		3,736	
(うち支払奨励金)	(4,039)		(3,733)	
役務取引等費用		193		192
支払為替手数料	3		2	
その他の支払手数料	190		189	
その他の役務取引等費用	0		0	
その他事業費用		75		265
国債等債券売却損	40		237	
金融派生商品費用	34		28	
経費		1,321		1,357
人件費	564		605	
物件費	683		676	
税金	73		74	
その他経常費用		523		1,654
相互援助積立金繰入額	156		159	
貸出金償却	1		-	
株式等売却損	298		692	
金銭の信託運用損	-		718	
その他の経常費用	66		84	
経常利益		1,731		644
特別利益		0		0
その他の特別利益	0		0	
特別損失		0		0
固定資産処分損	0		0	
税引前当期利益		1,731		644
法人税、住民税及び事業税	263		11	
法人税、住民税及び事業税還付額	-		△ 202	
法人税等調整額	26		45	
法人税等合計		290		△ 146
当期剰余金		1,440		790
当期首繰越剰余金		761		1,015
当期末処分剰余金		2,202		1,806

3. キャッシュ・フロー計算書

〔間接法により表示する場合〕

(単位:百万円)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益(又は税引前当期損失)		1,731		644
減価償却費		83		75
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△ 48		△ 17
外部出資等損失引当金の増減額(△は減少)		△ 0		-
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△ 26		13
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)		157		165
資金運用収益		△ 4,737		△ 3,920
資金調達費用		4,074		3,768
有価証券関係損益(△は益)		△ 132		△ 1,249
金銭の信託の運用損益(△は運用益)		△ 638		583
固定資産処分損益(△は益)		0		0
貸出金の純増(△)減		961		2,719
預け金の純増(△)減		△ 9,980		△ 13,000
貯金の純増減(△)		△ 16,592		2,151
借入金の純増減(△)		△ 300		△ 1,400
事業の利用分量に対する配当金の支払額		△ 500		△ 500
その他		411		406
利息及び配当金の受取額(資金運用による収入)		5,326		4,306
利息の支払額(資金調達による支出)		△ 4,129		△ 3,782
小計		△ 24,388		△ 9,033
法人税等の支払額		△ 279		102
事業活動によるキャッシュ・フロー		△ 24,617		△ 8,931
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 168,036		△ 130,908
有価証券の売却による収入		148,518		153,312
金銭の信託の増加による支出		△ 200		△ 744
金銭の信託の減少による収入		144		△ 250
固定資産の取得による支出		△ 26		△ 48
固定資産の処分による収入		7		15
外部出資の減少による収入		11		-
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 19,580		21,376
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
出資配当金の支払額		△ 367		△ 367
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 367		△ 367
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		△ 44,565		12,078
5 現金及び現金同等物の期首残高		73,471		28,905
6 現金及び現金同等物の当期末残高		28,905		40,983

4. 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 当期末処分剰余金	2,202	1,806
2 任意積立金取崩額	670	-
JAバンク高知事業再編等支援積立金	670	-
計	2,872	1,806
3 剰余金処分額	1,857	1,067
(1) 利益準備金	290	160
(2) 任意積立金	700	40
有価証券価格変動積立金	700	40
(3) 出資配当金	367	367
普通出資に対する配当金	237	237
後配出資に対する配当金	130	130
(3) 事業分量配当金	500	500
3 次期繰越剰余金	1,015	738

(注) 1 普通出資に対する配当率は年2%、後配出資に対する配当率は年1%の割合です。

2 有価証券価格変動積立金の概要は、次のとおりです。

(1) 積立目的 金利・価格変動等当会事業運営に重大な影響を及ぼす事象に備え、安定した事業運営に資するため。

(2) 積立目標額 事業年度末に保有する有価証券および金銭の信託の取得価額の100分の3

(3) 積立基準 毎事業年度の剰余金の100分の5以上を積み立てる。

(4) 取崩基準 金利・価格変動等により当会の保有する有価証券および金銭の信託の市場価値が著しく低下することによって、当会の運営に重大な影響を及ぼす場合、経営委管理委員会で定める有価証券価格変動積立金要領に基づきその必要額を取り崩す。

3 事業分量配当金の分配基準は、次のとおりです。

令和3年度 奨励金対象定期貯金及び特別定期貯金(2年・3年・5年)平均残高に対し、年 0.061%

令和4年度 奨励金対象定期貯金及び特別定期貯金(2年・3年・5年)平均残高に対し、年 0.063%

5. 注記表

(1) 令和3年度（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
- ・ 売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ その他有価証券
- 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 市場価格のない株式等…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単
- (4) 位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (5) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (6) 有形固定資産の減価償却は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 15年～50年 |
| その他 | 5年～15年 |
- (7) 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (8) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」及び「資産の償却・引当事務取扱要領」に則り、次のとおり計上しております。
- 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元利金に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を計上しています。キャッシュ・フローの合理的見積もりが困難な債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の要支給見積額から、退職共済制度から充当される金額を控除した額を基礎として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。

⑤ 相互援助積立金

JAバンク支援積立金として「JAバンク高知支援制度要領」に基づき、JA貯金残高等に一定の割合を乗じた金額を積み立てしております。

(10) ヘッジ会計は採用しておりません。

(11) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2 会計方針の変更に関する事項

(1) 当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 148百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等を個別に評価し設定しております。

③ 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

(1) 当年度に係る計算書類に計上した額

「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金

融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

③ 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、768 百万円であります。

(2) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済の担保として 30,000 百万円、(株)ゆうちょ銀行との CD・ATM 相互利用に係る資金決済の担保として 4 百万円の系統別段預け金を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として有価証券 1,482 百万円を差し入れております。なお、その他資産には、保証金 4 百万円及び馬路村の指定金融機関業務取扱に係る担保として 1 百万円が含まれております。

(3) 子会社等に対する金銭債権はありません。

(4) 子会社等に対する金銭債務の総額は 499 百万円であります。

(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0 百万円
危険債権額	87 百万円
三月以上延滞債権額	0 百万円
貸出条件緩和債権額	0 百万円
合計額	87 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

令和 2 年 12 月 23 日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和 4 年 3 月 31 日施行)

(8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額はありません。

- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,674 百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 13,635 百万円が含まれております。

5 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 6 百万円 |
| うち事業取引高 | 6 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
|
 | |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 154 百万円 |
| うち事業取引高 | 154 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JA は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とする JA や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券及び金銭の信託による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(及び個人)に対する貸出金、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式及び外国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、貸出金の原資として農林中央金庫から借り入れた日本銀行の「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」に基づく資金と「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金であります。

デリバティブ取引においては、その他有価証券で保有する債券及び株式の相場変動を相殺することを主目的として、債券先物取引、金利スワップ取引及び株式先物取引等を行っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資渉外グループのほかリスク管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用グループ及びリスク管理グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会にて作成され、理事会において決定されたリスク管理基本方針に基づき、ALM 委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで ALM 委員会に報告しております。

なお、ALM により金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務グループで保有している外部出資の多くは、系統組織の事業運営の維持を目的として保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理グループを通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に基づき実施されております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で13,617百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	493,040	493,044	4
金銭の信託	30,990	30,990	—
その他目的	30,990	30,990	—
有価証券	260,218	260,218	—
その他有価証券	260,218	260,218	—
貸出金	105,341		
貸倒引当金	130		
貸倒引当金控除後	105,210	105,214	4
資産計	889,459	889,468	8
貯金	871,087	871,088	0
借入金	2,700	2,700	—
負債計	873,787	873,788	0
デリバティブ取引	74	74	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	74	74	—
デリバティブ取引計	74	74	—

(注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記 c 及び d と同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日)第 26 項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金については、無利息によるものであり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引(債券先物・金利スワップ等)であり、活発な市場における無調整の相場価格および取引金融機関等から提示された価格によっております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対象額計上額

外部出資	44,659 百万円
合計	44,659 百万円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日)第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	493,040 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
有価証券	—	2,000	11,700	17,100	7,000	62,500
その他目的 のうち満期 があるもの	—	2,000	11,700	17,100	7,000	62,500
貸出金	15,403	14,458	14,334	12,705	11,198	37,239
合計	508,443	16,458	26,034	29,805	18,198	99,739

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 721 百万円については「1 年以内」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 0 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	858,649 百万円	11,622 百万円	735 百万円	3 百万円	76 百万円	0 百万円
借入金	1,800	0	400	500	0	0
合計	860,449	11,622	1,135	503	76	0

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価等に関する事項

① 売買目的有価証券

保有はありません。

② 満期保有目的の債権

保有はありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,959 百万円	4,034 百万円	1,925 百万円
	債券	85,692	83,718	1,974
	国債	77,040	75,124	1,915
	地方債	609	600	9
	社債	8,043	7,994	49
	その他	35,044	33,543	1,501
	小計	126,696	121,295	5,400
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,503 百万円	2,677 百万円	△174 百万円
	債券	30,566	31,243	△677
	国債	15,775	16,140	△365
	社債	13,044	13,200	△155
	外国証券	1,747	1,903	△156
	その他	100,452	105,708	△5,256
小計	133,521	139,629	△6,107	
合計	260,218	260,925	△706	

(注) 上記差額合計から繰延税金資産 195 百万円を加えた金額△551 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	3,966 百万円	615 百万円	296 百万円
債券	101,997	795	26
その他	1,938	97	16
合計	107,902	1,508	339

8 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の時価等に関する事項

① 運用目的の金銭の信託

保有はありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

保有はありません。

③ その他の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	30,990 百万円	31,239 百万円	△249 百万円	411 百万円	660 百万円

(注) 上記差額合計から繰延税金資産 68 百万円を加えた金額△180 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています)を設けております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため株式会社りそな銀行及び全国共済農業協同組合連合会並びに全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金(前払年金費用)	27 百万円
退職給付費用	2 百万円
退職給付の支払額	△2 百万円
<u>制度への拠出額</u>	<u>△26 百万円</u>
期末における退職給付引当金	0 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	478 百万円
<u>年金資産</u>	<u>△477 百万円</u>
	0 百万円
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>－ 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	0 百万円

退職給付引当金	0 百万円
<u>前払年金費用</u>	<u>－ 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	0 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	2 百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7 百万円となっております。

また、存続組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、75 百万円となっております。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	23 百万円
賞与引当金超過額	8 百万円
退職給付引当金超過額	0 百万円
相互援助積立金超過額	871 百万円
その他有価証券評価差額金	264 百万円
未払奨励金	90 百万円
その他	66 百万円
繰延税金資産小計	1,324 百万円
評価性引当額	△915 百万円
繰延税金資産合計(A)	409 百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	— 百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	409 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01 %
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	△5.51 %
事業分量配当	△7.98 %
住民税均等割等	0.25 %
評価性引当金の増減	1.83 %
その他	0.52 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.78 %

11 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

12 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

(2)令和4年度(自令和4年4月1日至令和5年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ その他有価証券
…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他	5年～15年
- (6) 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」及び「資産の償却・引当事務取扱要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元利金に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を計上しています。キャッシュ・フローの合理的見積もりが困難な債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の要支給見積額から、退職共済制度から充当される金額を控除した額を基礎として計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- ⑤ 相互援助積立金
JA バンク支援積立金として「JA バンク高知支援制度要領」に基づき、JA 貯金残高等に一定の割合を乗じた金額を積み立てしております。
- (9) ヘッジ会計は採用しておりません。
- (10) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過期的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

- (1) 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 130 百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「① 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等を個別に評価し設定しております。

③ 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

- (1) 当年度に係る計算書類に計上した額

「6 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

③ 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、826 百万円であります。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済の担保として 30,000 百万円、(株)ゆうちょ銀行との CD・ATM 相互利用に係る資金決済の担保として 4 百万円の系統別段預け金を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として有価証券 1,463 百万円を差し入れております。なお、その他資産には、保証金 4 百万円及び馬路村の指定金融機関業務取扱に係る担保として 1 百万円が含まれております。
- (3) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は 598 百万円であります。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	- 百万円
危険債権額	84 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	- 百万円
合計額	84 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額はありません。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,589 百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 13,635 百万円が含まれております。

5 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 8 百万円
うち事業取引高 8 百万円
うち事業取引以外の取引高 ー 百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 155 百万円

うち事業取引高	155 百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JA は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とする JA や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券及び金銭の信託による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(及び個人)に対する貸出金、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、投資証券及び外国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、貸出金の原資として農林中央金庫から借り入れた日本銀行の「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」に基づく資金と「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金であります。

デリバティブ取引においては、その他有価証券で保有する債券及び株式の相場変動を相殺することを主目的として、債券先物取引、金利スワップ取引及び株式先物取引等を行っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資渉外グループのほかリスク管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用グループ及びリスク管理グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会にて作成され、理事会において決定されたリスク管理基本方針に基づき、ALM 委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで ALM 委員会に報告しております。

なお、ALM により金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

す。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務グループで保有している外部出資の多くは、系統組織の事業運営の維持を目的として保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理グループを通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に基づき実施されております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で20,851百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	520,067	520,006	△60
金銭の信託	30,664	30,664	—
その他目的	30,664	30,664	—
有価証券	232,342	232,301	△41
満期保有目的の債券	6,709	6,668	△41
その他有価証券	225,633	225,633	—
貸出金	102,621		
貸倒引当金	113		
貸倒引当金控除後	102,508	101,975	△532
資産計	885,582	884,947	△634
貯金	873,239	873,186	△53
借入金	1,300	1,300	—
負債計	874,539	874,486	△53
デリバティブ取引	50	50	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	50	50	—
デリバティブ取引計	50	50	—

- (注) 1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記 c 及び d と同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代

わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金については、無利息によるものであり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引(債券先物・金利スワップ等)であり、活発な市場における無調整の相場価格および取引金融機関等から提示された価格によっております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対象額計上額

外部出資	44,659 百万円
合計	44,659 百万円

(注) 外部出資については、市場において取引されていない株式や出資金であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日)第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	520,067 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
有価証券						
満期保有 目的の債券	—	—	—	—	—	7,000
その他目的 のうち満期 があるもの	6,845	13,632	12,231	3,805	8,203	125,281
貸出金	15,327	14,377	12,957	13,084	10,531	36,342
合計	542,239	28,009	25,188	16,889	18,734	168,623

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 490 百万円については「1 年以内」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 0 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	865,803 百万円	6,745 百万円	573 百万円	74 百万円	42 百万円	0 百万円
借入金	100	400	500	300	0	0
合計	865,903	7,145 百万円	1,073 百万円	374 百万円	42 百万円	0 百万円

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価等に関する事項

① 売買目的有価証券

保有はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	債券	2,709 百万円	2,739 百万円	29 百万円
	国債	2,709	2,739	29
	小計	2,709	2,739	29
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	債券	4,000 百万円	3,928 百万円	△71 百万円
	社債	4,000	3,928	△71
	小計	4,000	3,928	△71
合計		6,709	6,668	△41

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	3,861 百万円	2,730 百万円	1,130 百万円
	債券	51,585	50,272	1,312
	国債	48,978	47,678	1,300
	地方債	706	700	6
	社債	1,899	1,893	5
	その他	9,223	9,008	214
	小計	64,670	62,011	2,658
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	2,100 百万円	2,233 百万円	△133 百万円
	債券	47,939	50,381	△2,441
	国債	18,058	18,878	△820
	地方債	590	600	△9
	社債	27,661	28,999	△1,338
	外国証券	1,630	1,903	△272
	その他	110,922	122,887	△11,964
小計	160,962	175,502	△14,539	
合計		225,633	237,513	△11,880

(注) 上記差額合計額△11,880 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	6,726 百万円	1,547 百万円	△178 百万円
債券	92,059	1,156	△109
その他	5,093	32	△641
合計	103,879	2,735	△930

8 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の時価等に関する事項

① 運用目的の金銭の信託

保有はありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

保有はありません。

③ その他の金銭の信託

	貸借対照表 計上額		取得原価		差額		うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの		うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	
その他の 金銭の信託	30,664	百万円	31,265	百万円	△601	百万円	239	百万円	△840	百万円

(注) 上記差額合計額△601百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています)を設けております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため株式会社りそな銀行及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度並びに一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度(特定退職金共済制度)を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金(前払年金費用)	0	百万円
退職給付費用	44	百万円
退職給付の支払額	△3	百万円
<u>制度への拠出額</u>	<u>△26</u>	<u>百万円</u>
期末における退職給付引当金	14	百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	466	百万円
<u>年金資産</u>	<u>△451</u>	<u>百万円</u>
	14	百万円
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>—</u>	<u>百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14	百万円

退職給付引当金	14	百万円
<u>前払年金費用</u>	<u>—</u>	<u>百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14	百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	44	百万円
----------------	----	-----

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっております。

また、存続組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、64 百万円となっております。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	31 百万円
貸倒引当金超過額	22 百万円
賞与引当金超過	8 百万円
退職給付引当金超過額	4 百万円
相互援助積立金超過額	915 百万円
その他有価証券評価差額金	3,452 百万円
未払奨励金	86 百万円
その他	51 百万円
繰延税金資産小計	4,572 百万円
評価性引当額	△4,471 百万円
繰延税金資産合計(A)	100 百万円
繰延税金負債	
投資証券におけるみなし譲渡損	△1 百万円
繰延税金負債合計(B)	△1 百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	99 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△15.12 %
事業分量配当金	△21.44 %
住民税均等割等	1.75 %
法人税・住民税及び事業税還付	△31.45 %
評価性引当金の増減	16.11 %
その他	△0.28 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△22.65 %

11 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

12 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

6. 財務諸表の適正性等にかかる確認

確認書

1. 私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月30日

高知県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 信吉 理弘

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

7. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。